

令和6年2月7日  
子ども・若者部保育課

## 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等については、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める基準である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（以下「府令」という。）に基づき条例で定めることとされている。

このたび、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）等に基づく、書面掲示・目視等を義務付けるアナログ規制についての点検・見直しにおいて、標識等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等の方針が示された。これを踏まえ、府令の一部が改正されたため、「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」の一部を改正する条例案を、令和6年第1回区議会定例会に提案する。

### 2 改正内容

- (1) 条例第23条における、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。  
なお、独立行政法人福祉医療機構が運営する「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」による情報公表を実施した場合には、インターネットを利用した掲示をしたものとみなされる。区では、子ども・子育て支援法第58条の規定に基づき、本条例の対象となる全施設について当該システムでの情報公表を実施している。
- (2) 条例第62条第2項第2号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

### 3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

### 4 施行予定日

「2 改正内容」の（1）は令和6年4月1日施行、（2）は公布の日から施行

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 第4回区議会定例会（改正条例案の提案）

## 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>	<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成26年9月30日条例第37号</p>	<p>平成26年9月30日条例第37号</p>
<p>第1条～第22条（略）</p>	<p>第1条～第22条（略）</p>
<p>（<u>揭示等</u>）</p>	<p>（<u>揭示</u>）</p>
<p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p>
<p>第24条～第53条（略）</p>	<p>第24条～第53条（略）</p>
<p>（電磁的記録等）</p>	<p>（電磁的記録等）</p>
<p>第54条（略）</p>	<p>第54条（略）</p>
<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・</p>	<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・</p>

改正後	改正前
<p>保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第55条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第55条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>